

別紙第4

避難準備段階の計画

要旨	<p>未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、市は以下のとおり対処します。</p> <p>① 速やかに国民保護措置が実施できるよう所要の準備を完了します。</p> <p>② 国民保護措置に必要な各種計画を概成します。</p> <p>③ 武力攻撃災害の発生に備えます。</p> <p>④ 関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画等

市	境港市地域防災計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

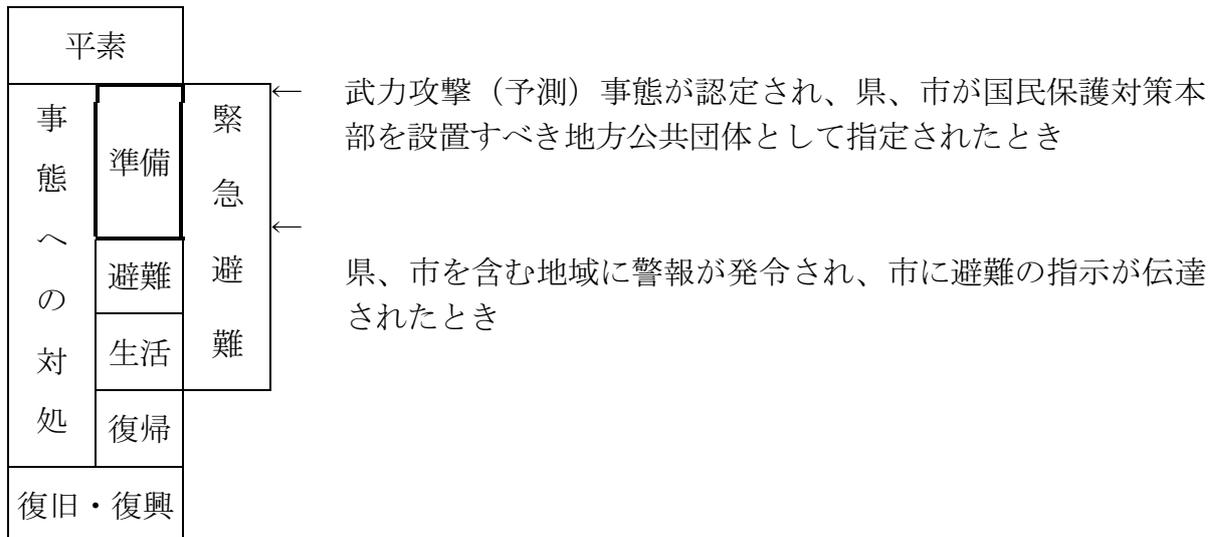
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
情報の収集、広報 県が避難先都道府県と連絡調整の後、県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整、県が避難先都道府県と連絡調整の後、県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

市は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、速やかに必要な諸準備を整えます。この際、避難の指示の住民への確実な伝達を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

情報の収集を強化し、的確かつ迅速に提供が行えるよう確認するとともに、住民に対し、するとともに、住民に対し適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

市は、速やかに組織を国民保護体制へ移行し、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際には、速やかに避難が実施できるよう必要な確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

県が国から救援の指示を受けた際は、救援に協力又は法定受託できるよう備蓄物資など必要な確認及び準備を完了します。また、必要に応じ県に対し物資の売渡要請等の措置を要請します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置を県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 市

部局等		事務又は業務
共通		その他市長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
事務局	自治防災課 ・計画運用班 ・情報班 ・広報班 ・活動支援班 ・総務班	1 国民保護対策本部の設置・運営 2 武力攻撃災害による国民保護措置の総合調整 3 武力攻撃災害情報等の収集伝達 4 特殊標章等の交付 5 住民等に対する国民保護措置の指導 6 国民保護措置に係わる県、消防、警察、自衛隊との連絡調整
総務部	総務課 秘書課 財政課 地域振興課 出納室 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1 庁舎、市有財産の管理、運用、調査等 2 市役所仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等 3 職員の服務、給与、補償等 4 職員の動員・派遣要請・受入等 5 国民保護措置関係予算その他財政に関する事項 6 人権の擁護に関する事項 7 国民保護に係る広報・広聴、報道機関との連絡 8 鳥取県情報ハイウェイに関する事項 9 市議会に関する事項
市民生活部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	1 安否情報の収集・提供、安否情報システムへの入力等 2 戸籍・住民登録及び火葬等の許可、遺体の回収、埋葬等 4 廃棄物の処理 5 住民の緊急避難・避難誘導（境、上道、余子地区） 6 救援物資の集配の総合調整 7 トイレ、入浴施設の確保
福祉保健部	福祉課 長寿社会課 健康対策課 子育て支援課	1 要配慮者の緊急避難、安否確認、安全確保及び支援 2 避難所・集合施設等の運営 3 医療、医薬品等に関する事項 4 避難住民の健康維持、保健衛生、感染症予防 5 食品衛生、食中毒防止 6 赤十字標章等の緊急使用許可申請 7 ボランティア等の支援に関する総合調整 8 他部局に属しない生活支援及び保護

産業部	観光振興課 農政課 水産商工課 農委事務局	1 物資運送の計画、手配、運営 2 避難住民への生活必需品の給与 3 商工農水産団体との連絡調整 3 観光客に対する安否確認、広報、観光施設等との連絡調整 4 外国人に対する広報、避難、救援、被災情報の収集等 5 外国人の安全確保及び支援等 6 飲食物の確保及び避難住民への提供
建設部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	1 道路状況の把握、確保 2 空港、港湾施設の把握、確保 3 武力攻撃災害の応急対処（避難道路等） 4 危険箇所、支障となる工作物の除去等 5 土木資機材等の手配 6 住民の緊急避難・避難誘導（外江、渡、誠道、中浜地区）
教委事務局	教育総務課 生涯学習課	1 文教施設の保全 2 被災児童、生徒等の救護、応急教育 3 被災児童、生徒等への学用品の供給及 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力 5 文化財の保護
消防団		1 避難住民の誘導準備 2 避難行動要支援者の避難の補助 3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4 住民への情報伝達及び市内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護対策本部の設置 2 県内国民保護措置の総合調整 3 県内の避難準備の総括 4 武力攻撃災害対処の総括

(3) 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	国民保護措置の準備、実施
海上自衛隊	1 避難住民の誘導に関する措置 2 避難住民等の救援に関する措置
航空自衛隊	3 武力攻撃災害への対処に関する措置

	4 応急の復旧に関する措置
--	---------------

(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機関名	事務又は業務の大綱
共通	本文「第3章 各機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(5) 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
共通	本文「第3章 各機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
共通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 対策本部の設置の指定

市長（事務局）は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③県、市に対する国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住民、関係機関・団体へ伝達します。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 市（各部局等）は、避難の指示及び救援の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体及び消防団、自治会等から必要な情報を収集します。収集した情報は、事務局へ集約します。

(イ) 別紙第1「情報計画」を参照

(ウ) 市長（事務局ほか）は、武力攻撃（予測）事態の内容等について、防災行政無線、あんしんトリピーメール、緊急速報（エリア）メール、ホームページ、広報車などを通じ、住民、関係機関等に対し迅速かつ確実な提供に努めます。

ウ 安否情報

市長（市民生活部）は、消防団、自治会、県（地域振興部）、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、平素から各自治会などの有する情報及び安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

市長（事務局）は、消防団、自治会、県（危機管理局）、西部消防局、境港警察署、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

市長（事務局）は、防災行政無線、緊急速報（エリア）メール等の通信設備及び体制の確認と準備を行います。

(2) 実施体制

ア 市の国民保護体制への移行

市長は、対策本部を設置すべき市としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止し、組織、人員配置の変更、消防団の警戒体制、先遣隊の編成、派遣準備など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

市（事務局）は、対策本部を設置すべき市としての指定を受けたときは、直ちに対策本部を設置し、その旨を通知します。

- a 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保
- b 通信システムの起動、資機材の配置等
- c 議会報告及び県、指定地方公共機関等への通知
- d 現地対策本部、予備対策本部の設置準備

(イ) 対策本部会議の開催

対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

	項 目
情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃（予測）事態の内容 ・ 各部局等の状況 ・ 政府、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況 ・ 市内の状況
基本活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集の強化 ・ 人命の最優先 ・ 国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

ウ 関係機関の国民保護体制への移行

(ア) 関係機関は、以下のとおり国民保護体制へ移行することとされています。

a 県の国民保護体制への移行

県は、国民保護体制へ移行するとともに県対策本部を設置することとされています。

b 警察の国民保護体制への移行

警察は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、武力攻撃災害の発生に備えます。また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、公安委員会へ報告し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は公安委員会が応援を要請します。

c 消防の国民保護体制への移行

消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁に連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害等の発生に備えるよう努めます。また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、消防庁等に連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請します。

(イ) 公共的団体との連絡調整

市長（事務局）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき市としての指定を受けたときは、直ちに市内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

(ウ) その他

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に県（危機管理局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。また、近隣の市町村等と緊密に連絡を行い、あらかじめ情報の共有、調整を行います。特に、県外への避難が予想される場合は、県（危機管理局）を通じて避難先都道府県との協議、情報収集及び連絡調整を行うとともに、避難経路、避難先となることが予想される市町村等に対する事前の協議に着手します。

エ 特殊標章等の交付等

(ア) 市職員等への特殊標章等の交付

市長（事務局）は、速やかに以下の者に対し特殊標章又は身分証明書を交付します。

- a 市職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- b 市が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 施設等への特殊標章の表示

市長（事務局ほか各担当部）は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、市役所、車両等に特殊標章を表示し又は準備します。

(3) 補給支援

ア 市内の補給体制の準備

市（事務局及び各部局等）は、県、関係機関・団体と連絡調整の上、市内の補給体制の準備を完了します。この際、各地区に対する補給について、必要に応じ隣接する市町との連絡調整、要請などを実施します。

(ア) 県による補給支援の準備

- a 県対策本部は、補給支援センターを開設することとされています。
- b 補給支援センターは、補給支援組織（緊急物資集積地域、緊急物資集積所、補給幹線）の確認、準備を行うこととされています。
- c 補給支援組織の各施設管理者は、その管理する施設の確認、支援準備（開設、改修、補充等）を行うこととされています。
- d 併せて県は、市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化など、県内の補給支援体制を準備することとされています。

(イ) 市内の補給体制の準備

a 補給施設の準備

市（事務局及び各部局等）は、補給物資の集積施設（場所）を設置し、円滑な搬出入等が行えるよう準備します。

b 補給組織の準備

市は、避難住民の誘導の際速やかに補給が実施できるよう、あらかじめ市職員、消防団、自主防災組織、自治会などからなる市内の補給組織を準備します。

イ 補給必要量、補給能力の見積もり

(ア) 補給必要量の見積もり

市（事務局及び各部局等）は、地区別住民数等から想定される避難住民数等をもとに補給必要量の見積りを作成します。この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数、補給が必要となる品目、数量等が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積

市（事務局及び各部局等）は、県、関係機関・団体との連絡調整を強化し、備蓄量及び補給可能量等について確認するとともに、避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力を要請します。この際、運送能力との調整に注意します。

ウ 当面必要な補給品の取得等

(ア) 補給品の取得

市（事務局及び各部局等）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品を原則として県等から優先的に取得します。この際、季節、状況等による需要の差異、また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(イ) 補給品の確保

市（事務局及び各部局等）は、補給品のうち不足が見込まれる品目等については、先行的に県（危機管理局ほか各部局）等へ支援又は発注を要請します。また、必要に応じて県（危機管理局ほか各部局）に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

(ア) 県は、避難の指示の際、速やかに避難住民の運送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資の運送を実施できるよう準備を完了するとされています。

(イ) 市（総務部、産業部）は、市内の運送が円滑に行われるよう、以下のとおり準備します。この際、避難行動要支援者の避難、救援に特に注意します。

- ・ 市内の状況確認及び運送量の見積もり
- ・ 県（地域振興部、農林水産部、県土整備部）、関係機関・団体との連絡調整の強化
- ・ 運送手段の確保、手配
- ・ 運送体制の準備

イ 運送支援施設の準備

(ア) 運送幹線等の準備

市（産業部、建設部）は、県（危機管理局、県土整備部）、関係機関・団体と連絡調整の上、市内の運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な準備（応急復旧、除雪、障害物・危険個所の除去、工事の中止等）を実施します。

(イ) 道路状況の確認

市（建設部）は、市内の道路状況を確認し、県（県土整備局）へ報告します。また、県（県土整備部）から県内の道路情報を収集するとともに、隣接する他県市町と道路情報を共有します。この際、各地区の避難のため必要な道路については、特に詳細な情報の入手に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 運送手段の状況確認・準備

市は、県（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。この際、各地区の避難のため必要な道路については特に迅速、確実に確保するとともに、必要に応じ隣接市町などに確保を要請します。

(イ) 運送手段の要請準備

市は、市内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員運送などに要する車両等を見積もるとともに、県と連絡調整を行い、運送手段の要請準備を完了します。

(ウ) 運送割当計画（案）、運送計画（案）の作成

市（総務部、産業部）は、車両、列車、航空機、船舶等の状況及び県が作成した県運送割当計画（案）、県輸送計画（案）により、割り振られた運送手段、台数などを確認し、市内の運送割当計画（案）、市運送計画（案）を作成します。

エ 避難行動要支援者の避難準備

(ア) 状況確認・準備

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）、自治会、高齢者・障がい者・乳幼児等に係る施設、社会福祉協議会その他関係機関・団体と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備（体制の確認、整備、補充など）を実施します。

a 在宅の避難行動要支援者

市（福祉保健部）は、自治会等を通じ各地区の避難行動要支援者の状況を確認し、消防団、自主防災組織、自治会及び防災行政無線、自治会放送などを通じて避難準備を呼びかけます。

b 高齢者、障がい者、乳幼児等に係る施設

市（福祉保健部）は、市内の避難行動要支援者に係る施設の管理者を通じて各施設の状況を確認するとともに避難準備を呼びかけます。

(イ) 避難行動要支援者等避難誘導計画（案）の作成

知事（福祉保健部）は、避難行動要支援者の避難に係る計画を概成することとされており、当計画に沿って、市長（福祉保健部）は、避難行動要支援者等避難誘導計画（案）を作成し、地区、施設ごとの避難について決定、手配するとともに、必要に応じ県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援の要請を行います。また、同計画（案）に基づき消防団の警戒態勢、自主防災組織、自治会、西部消防局との連携など市内の体制及び担架などの資機材を準備します。

オ 外国人（観光客を含む）の避難準備

市（産業部）は、市内の外国人（観光客を含む）に対し、避難準備等と呼びかけ、外国人の安全確保及び支援等を行います。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

市長（福祉保健部）は、避難、救援等の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産等を提供できるよう、体制、資機材等を確認、準備します。この際、感染症等の予防、対処準備に注意します。

イ 衛生支援組織

市長（福祉保健部）は、市内の衛生支援組織の確認、支援などを行うとともに、集合施設に救急箱などを配布します。

ウ 医療体制の確認、準備

(ア) 状況確認、準備

市長（福祉保健部）は、医療等施設及び医療等提供体制について県（福祉保健部）に確認し、必要な準備を行います。また、市内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、県と連絡調整の上、要請等の準備を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

市長（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに県（福祉保健部）、西部消防局、境港警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処します。なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合は、直ちに県（福祉保健部）へ連絡し、支援を要請します。

- ・ 被害状況を確認し、県（福祉保健部）、西部消防局、境港警察署等と情報を共有します。
- ・ 県（福祉保健部）に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を要請します。

エ 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

a 市（福祉保健部）は、搬送体制（トリアージを含む。）の状況及び資機材、医師の派遣体制等の状況を、県（危機管理局、福祉保健部）に確認します。

b 市（事務局、福祉保健部）は、以下のとおり市内の搬送の準備を完了します。

- ・ 県（危機管理局、福祉保健部）、西部消防局、境港警察署、臨時医療施設、医療機関、市社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認
- ・ 搬送準備の実施（市有車両、担架など資機材の確認及び整備・補充、消防団、自主防災組織など要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など）

(イ) 武力攻撃災害発生時の対処

市（事務局、福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり対処します。

a 被害状況を確認し、県（危機管理局、福祉保健部）、西部消防局、境港警察署等と情報を共有します。

b 県（危機管理局、福祉保健部）等に対し、以下のとおり要請します。

- ・ 救急車の集中運用による搬送と増援
- ・ 県、市有車両などによる搬送と警察車両による誘導
- ・ 医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割り振り

- ・ 特殊車両や航空機等による搬送
 - ・ 緊急消防援助隊の要請・受入
 - ・ 不足する人員、資機材等の支援要請
- ※ 県、西部消防局、境港警察署等との情報共有の際、大規模、特殊な武力攻撃災害の発生が疑われる場合、トリアージの実施が必要と見込まれる場合は、直ちにその旨を通報します。

オ 防疫業務

(ア) 市（総務部、福祉保健部）は、県（福祉保健部）の行う以下の防疫業務について、必要な支援を行います。

ア 予防

- ・ 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒、診療など
- ・ 感染症の予防、発生時の対処等について関係機関・団体に徹底

イ 感染症等が発生した場合の対処

- ・ 直ちに病原体検索、消毒、隔離、診療などを実施
- ・ 不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請

(イ) 市（総務部、福祉保健部）は、県（福祉保健部、米子保健所）、県西部医師会など関係機関・団体と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底し、住民へ周知するとともに、市内で感染症等が発生した場合には、直ちに県（福祉保健部）へ連絡します。また、浄水場等の水質検査、監視を強化します。

カ 健康管理業務

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部、生活環境部）、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の市内の住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

市は、速やかに必要な避難施設や救援施設の提供が受けられるよう、県（福祉保健部、県土整備部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

- ・ 避難施設の状況確認
- ・ 救援施設の開設準備
- ・ 避難施設、救援施設への経路の状況確認
- ・ 移動先における臨時の市役所仮設庁舎等の設置準備

イ 必要量、供給可能量の見積もりなど

(ア) 集合施設、避難所、臨時医療施設

ア 必要量

市（事務局）は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃（予測）事態の状況、予想される避難住民数の情報を早期に把握し、集合施設等の必要量を地区別に見積もります。

イ 供給可能量

市（事務局）は、集合施設等の供給可能量について、あらかじめ指定された避難施設、応急仮設住宅、市営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等をもとに地区別に見積もります。

(イ) 公共施設

市（総務部）は、必要に応じ市役所仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設（地区公民館など）の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

(ウ) 市が国民保護のために他自治体の住民を受け入れる場合は、県及び避難自治体と調整して対応します。

市（建設部ほか各担当部）は、以下のとおり市内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

ウ 受入準備等

(ア) 集合施設など

a 集合施設

市（事務局）は、あらかじめ指定している集合施設の管理者、消防団、自主防災組織、自治会などに集合施設の開設、住民の受入準備（備品、台帳類の整備など）を指示します。また、必要に応じて集合施設に職員、消防団員などを派遣し、受入準備を実施します。

b 避難所、臨時医療施設

(a) 市（事務局）は、あらかじめ指定されている避難施設について避難所としての開設準備を、県（危機管理局ほか各部局）から調整された場合は、避難所としての開設を準備するとともに、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備します。

(b) 市（事務局、福祉保健部、建設部）は、県（危機管理局、福祉保健部、県土整備部）などと連絡調整の上、以下のとおり市内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

- ・ あらかじめ指定された避難施設等
市内の避難施設等の状況を確認し、開設を支援します。
- ・ 応急仮設住宅等
建設予定地の使用可能状況を確認します。（応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含みます）
- ・ 市営住宅等
市営住宅等の空き状況を確認し、一般の募集などを停止します。
- ・ 市所管施設
市所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用等を停止し、避難所などへの転用を準備します。

(イ) 公共施設

市（総務部）は、必要に応じ速やかに現地対策本部、現地調整所などを設置できるよう、市内の候補施設（地区公民館等）の確認、連絡調整等の準備等を行います。

エ 土地利用

(ア) 集合施設など

市（建設部ほか各担当部）は、以下のとおり市内の応急仮設住宅の建設用地な

どの利用準備を行います。この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

土地利用の準備	市の業務
1 建設候補地の状況確認	市内の建設候補地を確認します。
2 建設用地の事前確保、使用許可	必要に応じ県（県土整備部）に対し土地使用の手続きを要請します。
3 公有地等の転用	一般売却等は停止します。
4 建設用地における応急仮設住宅等の建設準備	
5 賃貸借等の契約準備	
6 関係機関・団体等への連絡、協力準備要請、支援要請	

(イ) 公共施設

市（建設部）は、市役所仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などの候補施設のうち用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣要請等

(ア) 職員の配置変更

市長（総務部）は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難・救援指示の際、又は、各部局から要請があった場合、速やかに必要な配置変更が実施できるようあらかじめ見積もり、計画など準備を行うとともに、各部局から要請があった場合、速やかに調整、対処します。

※ 部局内の職員の配置変更については部局長が調整、対処します。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請の準備

市長（総務部）は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらかじめ派遣要請、斡旋要請を行う職員の職種、人数などを見積もり、県（総務部）との連絡調整、派遣要請、斡旋要請の準備などを行います。

※ 指定（地方）行政機関長、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

(ウ) 職員の派遣の準備

市長（総務部）は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積もり、発令及び発令に伴う支援の準備など、

職員の派遣準備を行います。

イ 被災者の捜索、救出

(ア) 被災者の捜索、救出体制の準備

市長（市民生活部）は、境港警察署、西部消防局、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害発生時の被災者の捜索、救出武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに境港警察署、西部消防局、消防団などと連絡調整を行い、情報の収集・提供、被災者の捜索、救出の要請などを実施します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の処理

(ア) 埋葬、火葬等体制の準備

市長（市民生活部）は、武力攻撃災害発生の際速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を準備、継続します。

a 県（生活環境部）、玉井斎場管理組合、葬祭事業者、その他関係機関・団体との連絡調整

b 市内の遺体安置施設の開設準備（公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など）及び市営墓地等の準備

c 不足が見込まれる施設、資機材（柩、ドライアイス等）、燃料等の補充、支援要請、手配

d 火葬、埋葬許可等の準備

(イ) 武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。

a 遺体安置施設の開設及び境港警察署、西部消防局など関係機関等への周知

b 被災情報の収集及び関係機関等への提供

c 厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

- ・火葬、埋葬の許可
- ・西部広域行政管理組合、玉井斎場管理組合に対する火葬要請
- ・市営墓地等への埋葬及び墓地等管理者に対する埋葬要請

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

(ア) 関係機関との連携

市長（事務局及び各部局）は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下の準備を行います。

a 県（危機管理局）、西部消防局、境港警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連絡

b 市（各部局）及び消防団の警戒態勢など武力攻撃災害発生時の即応体制の準備

c 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備

d 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備

(イ) 生活関連等施設の安全確保

a 安全確保のため必要な措置の要請等

市（事務局及び各部局）は、特に必要があると認めるときは、県（危機管理局、主管部局）に対し生活関連等施設の安全確保のための処置（警備の強

化、施設の改善等)を要請します。また、県に対し必要な情報を提供し、情報共有を図るとともに、県の行う安全確保措置への協力を行い、生活関連等施設の安全確保に努めます。

b 立入制限区域の指定

市は、公安委員会、境海上保安部長等が、生活関連等施設周辺まで立入制限区域を広げて設定し、警戒ラインを広げた場合はその指示に従うとともに、住民に対してその状況を周知します。

指定者	指定する場合	立入制限区域の指定等
公安委員会、 境海上保安 部長	<ul style="list-style-type: none"> 知事から要請があったとき 事態に照らして特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保が必要な区域を立入制限区域として指定 速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 立入制限区域の範囲、立入を制限する期間その他必要な事項を公示 警察官、海上保安官は、立入制限区域が指定されたとき、許可を得たもの以外の者に対し、立入制限区域内への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命じる。
警察官、海上 保安官	<ul style="list-style-type: none"> 立入制限区域が指定されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 許可を得たもの以外の者に対し、立入制限区域内への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命じる。

生活関連等施設等の管理者は、必要な場合は警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を求めます。

c 市が管理する生活関連等施設の安全確保

- 職員の派遣など
市長（事務局）は、市管理の生活関連等施設について、職員、消防団員等の派遣、施錠の強化、警備施設の設置などの安全確保を実施します。
- 巡回などの要請
市長（事務局）は、市管理の生活関連等施設について、必要な場合は境港警察署、西部消防局、海上保安部、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

イ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置（法第103条）

(ア) 知事（危機管理局、各部局）は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認める場合、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、又は軽減する場合、以下の措置を行うこととされています。

a 危険物質等取扱所の警備の強化

危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。

b 危険物質等の取扱者に対する措置命令

緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し必要措置を命

じます。

市長（事務局）は、市内の危険物質等について把握し、県などと連携して防止措置に当たるとともに、必要に応じて県などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

(イ) 石油類等危険物保管施設の応急措置

市（事務局、関係各部）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して当該施設の実態に応じて県（危機管理局）が行う、以下に掲げる措置に関し必要な情報を共有し支援を行います。

- a 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- b 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- c 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- d 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

(ウ) 火薬類保管施設の応急措置

市（事務局）は、市内の火薬類保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県、指定行政機関などに対処措置をとるよう求めます。

機関名	対 応 措 置
県(危機管理局)	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国四国産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行います。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。

(エ) 高圧ガス保管施設の応急措置

市（建設部）は、市内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり実施します。

- a 住民に対する退避の指示
- b 避難住民の誘導
- c 避難所の開設

- d 避難住民の保護
- e 情報提供
- f 関係機関との連絡

また、市（建設部）は、県及び関係機関が行う下表の対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の要請を行います。

機関名	対 応 措 置
県（危機管理局）	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努めます。 2 災害が拡大するおそれがある場合、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関、団体に対し応援を要請し、災害の拡大を防止します。 3 有毒ガスが漏れ出した場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、隣接県との間で情報連絡を実施します。
境港警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 市若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難路の確保及び避難住民の誘導を行います。
西部消防局 境港消防署	1 ガスの拡散が急速で、市若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、退避の指示を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害に対する応急対策を実施します。
中国四国産業保安監督部	武力攻撃災害の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止します。

(オ) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

市（市民生活部、福祉保健部、教委事務局）は、県及び関係機関が行う下表の対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の要請を行います。

機関名	対 応 措 置
県（福祉保健部、生活環境部）	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達を行います。
西部消防局	1 有毒物質等の拡散が急速で、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらから要請があったときは退避の指示を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害に対する応急対策を実施します。
県（教育委員会）	発生時の活動について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。 1 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(カ) 放射線使用施設の応急措置

市（市民生活部）は、市内の放射線使用施設の状況を確認し、必要に応じ対応措置について要請します。

機関名	対 応 措 置
西部消防局	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導します。また、災害応急活動を実施します。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

県（生活環境部）	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------

(キ) 危険動物の逸走時対策

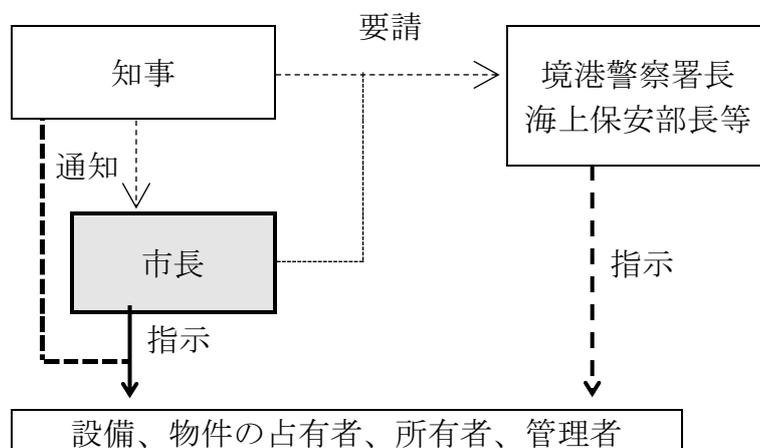
市（市民生活部、産業部）は、危険動物の逸走情報を入手した場合、速やかに県及び関係機関等に通知するとともに、周辺地区住民へ周知します。

また、市内で危険動物の逸走が発生した場合、必要な措置を行います。市独自の対応が困難な場合は、県（生活環境部、農林水産部）又は関係機関に通報し必要な措置を要請します。

機関名	対 応 措 置
西部消防局	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送
県（生活環境部）	1 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 2 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整
県（生活環境部・農林水産部）	1 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 2 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置
警察本部	情報の受理及び伝達並びに必要な措置

ウ 事前措置（法第 111 条）

市長（事務局、各部局等）は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。



エ 知事の防御の指示（法第117号第1項）

市長（事務局、各部局等）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生

しようとしている場合において、緊急の必要があると認める場合で、知事（危機管理局）が市及び関係機関等に発する武力攻撃災害防御に関する措置の指示を発した場合は、指示の基づき関係機関と連携して速やかに所要の防護措置を行います。

オ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

避難の準備中に、知事（危機管理局）から緊急通報の通知を受けた場合、市（事務局）は、速やか「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を伝達します。

(ウ) 緊急消防援助隊、消防応援隊の要請、受入

市長（事務局）は、知事（危機管理局）に対し市内の状況を連絡し、必要と認めるときは速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣を要請するとともに、緊急消防援助隊、県内消防応援隊の市内への受け入れ、市内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、市長（産業部）は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資の価格監視等を実施し、必要と認めるときは、知事（生活環境部）に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 市長（建設部）は、市が管理する下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復旧など確実に確保します。

(イ) 市長（建設部）は、県、中国電力米子営業所、NTT西日本鳥取支店、県LPガス協会、米子市水道局などライフライン事業者等との連携を強化し、市内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、市長（事務局）は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、境港警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請します。

エ 住民への周知

市長（総務部）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、不要不急の買占めの防止など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、原則として県の広報センターが一元的に実施します。

イ 広報の強化

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、市長（事務局、総務部等）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

(ア) 広報項目

- a 武力攻撃（予測）事態の概要
- b 冷静な対応の呼びかけ
- c テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること
- d 「要請されたときの必要な協力やボランティア活動等」についての啓発
- e 住民からの有事に係る重要な情報について、市（事務局）に連絡するよう求めること
- f 避難に備えて、手荷物の制限、集合施設等の確認すること
- g その他（交通の規制、犯罪の予防、旅行の自粛、児童生徒等の登下校に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策）

(イ) 広報手段

市（総務部）は、市の設備等による広報を行うとともに、県（元気づくり総本部、危機管理局）、関係機関・団体の協力を得て住民に広報を行います。

消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、あんしんトリピーメール、広報車、災害対応型自動販売機、市ホームページ、臨時市報、回覧などによる住民への広報、観光施設、集客施設等における、市観光協会等を通じた場内放送等による観光客等への広報等を行います。

(ウ) 障がい者、外国人などへの広報

市（総務部）は、障がい者、外国人など特に広報が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施し、又は広報への協力を要請します。

a 障がい者

市（総務部、福祉保健部）は、視覚、聴覚などに障がいを有する者への広報について、県（福祉保健部）、障がい者団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、自治会、障がい者団体などの協力を得て実施します。

b 外国人

市（総務部、産業部）は、外国人への広報について、県（観光交流局）、国際交流団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得て実施します。

(エ) 注意事項

情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないように、十分に注意します。

(オ) その他

- a 市（総務部）は、県（元気づくり総本部、危機管理局、地域振興部、観光交流局）と連携し、随時必要な対応及び住民への広報を行います。
- b 市（総務部）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で

行われる救援の種別、時期、量、質等について適時適切に広報し、住民が安心して避難できるようにします。

ウ 広聴

市（総務部）は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、市役所などに相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

5 その他

(1) 応急教育計画

ア 市立学校の避難の準備

教育委員会は、児童、生徒の避難、救援に備え、県教育委員会との連絡調整などを行うとともに、以下のとおり市立学校に指示します。

- (ア) 学校行事、会議、出張等の中止
- (イ) 学校、児童・生徒の状況確認と教育委員会への報告
- (ウ) 児童・生徒の避難準備、事前指導
- (エ) 武力攻撃発生時の対処、保護者との連絡方法の検討
- (オ) 教育委員会、警察署、消防署（団）、自治会及び保護者への連絡網の確認
- (カ) 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 市立学校の応急教育の準備

教委委員会は、児童・生徒等の救援・受入に備え、各市立学校の人員、施設などの状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

ウ 応急保育

市（福祉保健部）は、上記ア及びイに準じて、保育所の避難の準備及び応急保育の準備を実施します。

(2) 文化財の保護

教育委員会は、市指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能であれば所在場所の変更などの保護措置を講じます。また、県教育委員会等が実施する国、県指定文化財の保護について、連絡調整、支援を行います。

(3) 特殊標章等の交付等

市長（事務局、福祉保健部）は、本文「第6章 その他」の「5 赤十字標章及び特殊標章等」により特殊標章の交付又は赤十字標章の県への申請を行います。